

公表基準に基づく医療インシデント等の公表について

年々高度化、複雑化する今日の医療環境においては、個人の努力のみに依拠する医療事故防止には限界があります。そこで当院では、効果的な医療事故防止対策を講じるために、医療インシデント及びインシデントの恐れがあった事象等の報告を義務付けるとともに、それらの調査・解析及び今後の対策について検討し、医療事故防止のための教育・広報等、医療事故防止に関する事項について対応しています。

さらに当院では、発生した医療インシデント等について、患者さんをはじめ市民の皆様適切に情報提供を行うことにより、病院運営の透明性を高め、知る権利に応えるとともに、医療への信頼性を高めることを目的として「大阪市市民病院事業における医療事故等の公表基準」を定めています。

このたび、公表基準に基づき、平成 20 年度において発生しました医療インシデント等の件数について公表いたします。

今後とも、医療安全管理体制の充実に努め、皆様から信頼される病院になるように努めてまいります。

平成 20 年度(20 年 4 月から 21 年 3 月まで)医療インシデント等報告件数

レベル別 及び部門別	0	1	2	3 a	3 b	4	5	合 計
医 師	4	2	-	-	-	-	-	6
看 護	227	278	30	15	1	1	-	552
薬 剤	9	-	-	-	-	-	-	9
検 査	5	2	-	-	-	-	-	7
放射線	1	-	-	-	-	-	-	1
栄 養	4	3	-	-	-	-	-	7
リハビリ	2	1	-	-	-	-	-	3
事 務	4	1	-	-	-	-	-	5
合 計	256	287	30	15	1	1	-	590

(注) 当院が導入しているインシデント報告システムの報告件数を基に作成しています。

部門別は、報告者の属する部門を表しています。

医療インシデント等の定義及びレベル区分は、下記をご参照ください。

* 医療インシデント等のレベル区分

医療インシデント等のレベル区分は下表のとおりです。

レベル	内 容
レベル0 (インシデント事例)	間違ったことが発生したが、患者には実施されなかった場合や実施されたが患者には影響がなかった場合。
レベル1	事故により、患者への実害はなかったが、何らかの影響を与えた可能性があった場合。
レベル2	事故により、バイタルサインの軽度な変化や観察の強化、安全確認等のための検査等の必要性が生じた場合。
レベル3 a	事故により簡単な処置や治療の必要性が生じた場合。

レベル3 b	事故により濃厚な処置や治療の必要性が生じた場合。
レベル4	事故による障害が一生続く場合。
レベル5	事故が死因となった場合。

レベル4の事例は、次のとおりです。

事故発生年月	患者の年代・性別	事故発生状況等
平成20年10月	出生直後の新生児・女性	出生後、回復室において全身蒼白、筋緊張なく、自発呼吸のない状態となった。その後、蘇生開始して自発呼吸を再開したが、脳に後遺症を認める。

[「大阪市市民病院事業における医療事故等の公表基準」へのリンク](#)

[「平成19年度公表」へのリンク](#)

【参考】

インシデント (*incident*) は、英語で「出来事」の意味。日本語として使われている「インシデント」は、重大事故に至る可能性がある事態が発生し、なおかつ実際には事故につながらなかった潜在的事例のことをさす。

ハインリッヒの法則

1件の重大事故(重症以上)があれば、その背後に29件の軽度の事故があり300件のインシデントが潜んでいる。この経験則をハインリッヒの法則という。この法則によれば予防可能な不安全行動や不安全状態をなくすことで重大事故のリスクを減少させることができる。